

議員提出議案第3号

令和6年6月4日

阿見町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

阿見町議会議長 野口 雅弘 殿

提出者	阿見町議会議員	久 保 谷 充
賛成者	〃	栗 原 宜 行
〃	〃	久 保 谷 実
〃	〃	海 野 隆
〃	〃	高 野 好 央
〃	〃	石 引 大 介

(提案理由)

本案は、議員の費用弁償の支給対象について、阿見町議会会議規則の一部改正を前提として、全員協議会から地方自治法第100条第12項の規定による協議又は調整を行うための場に改めるため、所要の改正を行うものです。

阿見町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

阿見町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年阿見町条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 128 条第 1 項」を「第 128 条」に、「全員協議会」を「協議又は調整を行うための場」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

阿見町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員が招集に応じ、定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会又は阿見町議会会議規則（昭和62年阿見町議会規則第1号）第128条第1項に規定する全員協議会に出席したときは、費用弁償として日額1,100円を支給する。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員が招集に応じ、定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会又は阿見町議会会議規則（昭和62年阿見町議会規則第1号）第128条に規定する協議又は調整を行うための場に出席したときは、費用弁償として日額1,100円を支給する。</p> <p>2～4 (略)</p>	